



韓国における意思決定支援の 動向と模索

韓台日 高齢者・障害者権利擁護大会 / 2022年11月26日

朴 仁煥

(仁荷大 法専院 教授)

I. 韓国における意思決定支援の動向

1. 条約と衝突する成年後見中心の制度利用

- 行為能力制限と包括的法定代理権及び補充的身上決定権を基礎(例外日常院売買及び法院による代理権制限)に禁治産制度と連続線上にある制度として伝統的家族の財産管理需要吸収(80%)

2. 韓国後見制度において最も特徴的な限定後見利用は低調

- 家庭法院が具体的な保護の必要性によって同意留保の範囲及び限定的代理権の範囲を決めることが可能で、保護と支援の個別化に対応

3. 公共後見において特定後見利用の停滞

- 障害の程度に関係なく、必要最小介入原則によって3年以内期限付きで適用され、行為能力の制限がないため条約12条に合致し、障害類型別に公共後見事業を施行しているが、利用者増加スピードは緩やか

4. 意思能力のハードル及び高い手続き費用で後見契約利用は極端に低調

- 法定後見を回避するために不当な影響による制度乱用で法院実務において制度不信

Ⅱ. 韓国の第2・3次政府報告書に対する委員会(CRPD)勧告*

条約第12条について

27. 委員会は心理社会的及び/又は知的障害を理由に障害者の能力を制限する後見及び代替意思決定制度を廃止するための進展がみられず、この制度を意思決定支援制度に完全に代替するための時間計画が提示されていないことに深く懸念する。 また、委員会は障害者とその家族の理解を高めるために、アプローチ可能な形態で意思決定支援に関する情報提供が行われていない点についても懸念する。

28. 委員会は以前の勧告(第1次報告書に対する最終見解para. 22)を繰り返し、同等な法の前の認定に関する一般論評第1号(2014)によって、当事国は、

- (a) 後見とその他保護措置(wardship)を含む代替意思決定を障害を持つ人の自律性、意思、選考を尊重し個別化された支援の提供を保障する意思決定支援に転換し、
- (b) 障害を持つ人々が彼・彼女らを代表する団体を通して、障害を持つ人の法的能力の認定と意思決定支援メカニズムに関する改革プロセスと関係者に対する訓練に効果的で独立的に参加できるように保障し、
- (c) 点字、手話、わかりやすい表現のようにアプローチ可能な形態で意思決定支援とは何かに関する情報を開発するための準備及び財源を備え、障害を持つ人とその家族に広く提供すべきである。

国連の障害者権利委員会(Committee on the Rights of Persons with Disabilities,以下、委員会)は、2022年8月24日、25日スイスジュネーブで開催された第598回、第599回会議で障害者権利条約の国内的移行に関する韓国政府の第2・3次併合報告書に対する審議を終え、9月5日に開催された第614次会議で韓国政府の条約移行に対する評価と勧告を含む最終見解(concluding observations)を公表した。

Ⅲ. CRPDの12条の要請

1. 代替意思決定の特徴*

① 法的能力の剥奪, ② 第3者による代替意思決定者選任, ③ 決定準則による本人の最善の利益

2. 法的能力の享有と意思決定の要請

- 法的能力は、法の前の平等を実現する基礎として精神能力と法的能力は全く異なる概念で、精神能力の損傷を理由に法的能力を制限することは障害を理由とする差別として、自由権の侵害であり、平等権の侵害として、
- 法的能力の行使において非差別のための意思決定支援は、「合理的便宜の提供」は相互補完的であるが、別のもの**として、過度な負担の抗弁や社会権実現において認められる漸進的な実現の留保(CRPD 4②)が許容されない締約国の即時実現義務である。
- 意思決定支援の要件と基準 ***

* General Comment 1, para. 27. ** para 34., ***para 29.

(a) 意思決定支援はすべての人に利用されるべきである。支援が必要な程度は、とくにその程度が高い場合、意思決定に必要な支援を得るのに障壁になってはいけない (b) 法的能力の行使において全ての形態の支援は- より強力な形態の支援を含む- 本人の意思と選考に基づくべきであり、本人にとって最善の利益であると客観的に判断されるものに基づいてはいけない (c) 個人の意思疎通形態が意思決定の支援において障壁になってはいけない。通常の意味疎通方式ではないため少数の人だけが理解する場合でも同様である。(d) 個人によって公式的に選任された支援者(たち)の法的承認が利用可能でアクセス可能でなければならない。国家はとくに地域社会で自然発生的な支援にアクセスできず、孤立している人々のための支援を創出し、促進する義務がある。これは ...第三者が支援者が本人の意思や選考に従って行動しないと考えられる場合、その支援者の行動に意義を申し立てることができるメカニズムを含むべきである。(e) 当事国は... 障害がある人が少ない費用又は無償で支援を利用できるようにし、経済的困窮が法的能力の行使に必要な支援にアクセスする際に、障壁にならないように保障すべきである (f) 意思決定支援は障害がある人の他の基本的権利、とくに投票する権利、婚姻の権利、パートナーシップを持つ権利、家族を形成する権利、再生産に関する権利、親としての権利、親密な関係と医療的処置に対して同意する権利、そして自由に関する権利などに対する制限を正当化するのに用いてはいけない。(g) 全ての人があいつでも支援を拒否し、支援関係を終了、変更する権利を持つべきである。(h) 安全装置は、法的能力と法的能力の行使に対する支援に関する全てのプロセスにおいて備えるべきである。安全装置の目的は、個人の意思と選考が尊重されるように保障すべきである。(i) 法的能力の行使に対する支援の提供は精神能力の評価に左右されるべきではない。法的能力の行使に対する支援提供において支援の必要に対する新たな非差別的標識が必要(general

Comment 1 para. 29)

V. 意思決定支援制度化モデル(構想)

1. 段階: 本人自ら法的能力を行使できるように支援 or 後見(他者介入)を代替する手段提供

- 分かりやすい説明(easy reading), ピアサポート(peer support), 権利擁護(advocacy, 自己擁護の支援を含む)または意思疎通に関する助力などを要請できる。... ユニバーサルデザインとアクセシビリティ(universal design and accessibility), 後見契約、後見目的信託(財産管理), 事前医療療養指示書(advance directives)(身上決定)

2. 段階: 支援者の同意権に基づく共同意思決定支援

- 法的安定性のために支援者の同意権に基づくが、同意のない行為の効力制限や後見人の取消権は行為能力制限となるため排除し、支援者は本人の取消権行使を支援することができる

3. 段階: 本人意思による代理人選任と本人の推定的意思(最善の解釈)に基づく意思決定の代行

- 代替意思決定との違いは、第3者の立場での最善の利益(best interest)ではなく、本人の意思に対する最善の解釈(best interpretation)に転換{後見人の本人の希望(Will), 選考(Preferences)に対する尊重義務=法的義務, 2023. 1. 施行 改正ドイツ民法上被後見人のマグナカルタ本人の Wohlにて Wunschの尊重(法的義務)に転換}

本人の意思選考に反する代理権の行使は、代理権の乱用(+損害補償責任)に規律

4. 段階: 本人の自然的意思に反するか、強制を伴う代替決定の例外的許容性(国家の保護義務)

- このような例外的代替決定は障害を理由にするのではなく、非障害者にも同等に提供されるべき(自殺者の救済).

ご清聴ありがとうございました。

